

本会議における会長報告

○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（衆第 11 号）

ただいま議題となりました法律案につきまして、憲法審査会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、憲法改正国民投票の投票環境を整えるため、開票立会人の選任に係る規定の整備、投票立会人の選任要件の緩和、超短波放送の放送設備による憲法改正案の広報のための放送の追加等の措置を講じようとするものであります。

審査会におきましては、国民投票運動における広告・資金規制とインターネットの適正利用の在り方など、令和三年改正法附則の検討条項への対応の必要性、国民投票広報協議会の役割、憲法改正に対する国民の意識等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の山添委員より反対、立憲民主・無所属の小西委員より賛成、れいわ新選組の奥田委員より反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。